自治会・農業者向けの補助制度が変わります

香美市 地域活性化 総合補助金

みんなで築く まちづくり

地域の振興・まちづくり活動や各種改良の補助金事業を再編し、平成25年度から**香美市地域活性化総合補助金**がスタートします。

市民の皆さんが利用しやすいように、受付窓口を政策企画財政課に一本化し、ご要望に対応できる窓口をご案内いたします。

なお、補助金には限度額があります。条件により異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

〈自治会・市民団体等向け〉

地域の振興・福祉の向上およびコミュニティの形成・運営を図るため、自治会等が集落において産業経済、文化・交流、社会生活機能の向上等を目的として実施されるソフト・ハード事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

①地域活動
【対象】美しい地域づくりにつながる事業、郷土の芸能・歴史等の普及・保存活動につながる事業、産業の振興につながる事業、地域住民の交流の促進につながる事業、地域の活性化につながる事業
【補助率】補助対象経費の80％以内

②集会所整備
【対象】新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・外構工事・建築設備・備品購入
【補助率】補助対象事業費の75％以内

③道路・水路
【対象】生活道整備、排水路の整備
【補助率】補助対象事業費の75％以内

④給水
【対象】給水施設・水源管理道の整備
【補助率】補助対象事業費の80％以内

便所改修工事　補助額 12万5千円

新改自治会（土佐山田町新改）では便所改修工事（全体費用250,000円）に、香美市地域活性化総合補助金の前身である香美市集会所整備事業費補助金を活用しています。

便器を和式から洋式に取り換え、手すりをつけたほか、便槽や臭突も取り換えられ、利用しやすいようになりました。

耕作道整備工事　補助額 2万円

Before(施工前)　After(施工後)

影山自治会（土佐山田町影山）では、耕作道整備工事（全体費用41,600円）に、香美市地域活性化総合補助金の前身である香美市集落営農パワーアップ事業費補助金を活用しています。

がんばれ～

フラフラ フラくん
©やなせたかし

〈農業者向け〉

市内の農業をはじめとする集落の振興のために、営農分野のソフト・ハード（小規模の施設整備）事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

◆特産物育成

①苗木導入事業
【対象】ゆずをはじめとする本市の特産物等を育成するための、苗木新植に対する補助
【補助率】補助対象経費の50％以内

②試験栽培・栽培管理
【対象】特産物の栽培に要する借地料、肥料、農薬等代への補助
【補助率】補助対象経費の70％以内

③有利特産物調査
【対象】先進地の現地視察や市場調査のための、バス借上げ料への補助
【補助率】補助対象経費の50％以内

④その他
【対象】前記以外でも緊急性や事業効果が期待できる作物への補助
【補助率】補助対象経費の50％以内

◆農地・農道・水路

①小規模土地改良
【対象】せまち直し
【補助率】補助対象経費の50％以内

②施設整備事業
【対象】生産管理施設、加工施設、運搬施設、貯蔵施設の整備
【補助率】補助対象経費の50％以内

③耕作道整備、農業用用排水路整備
【対象】耕作道整備、農業用用排水路整備に要する資材購入、機械借上げ
【補助率】補助対象経費の3分の2以内

補助金申請の流れ

①相談
- 相談者 → 政策企画財政課

②政策企画財政課が担当課へ連絡
③担当課で補助事業採択協議
- まちづくり推進課（その他）
- 管財課（里道・水路）
- 産業振興課（農道・農業用用排水路）
- 林業事務所（林道）
- 建設課（河川・市道）

④相談者へ回答
⑤相談者から担当課へ補助金申請または要望書の提出
- 政策企画財政課 → 相談者 → 担当課

申込方法

事業申請書を政策企画財政課行政管理推進班まで提出してください。申請書は政策企画財政課にあります。（香美市公式ホームページからもダウンロードできます。）

※受付時間は8時30分～12時、13時～17時15分、土・日・祝日は除く。

問い合わせ先　申込先

政策企画財政課　行政管理推進班
☎53・3114

積極的な活用を お待ちしてます

ぎんなん ぎんちゃん
©やなせたかし